

議案第 6 1 号

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正に伴い、これらを引用する規定に条ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年羽曳野市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(償還等)</p> <p>第15条 1・2 省略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 1・2 省略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>